****

一般財団法人大阪府人権協会

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　FAX：06-6581-8614

info@jinken-osaka.jp

**大阪府委託事業**

**（実施団体　一般財団法人大阪府人権協会）**

**オンライン方式（Zoom使用）**

**令和2（2020）年度　大阪府人権総合講座　総合案内（前期）**

【今年度は、新型コロナウイルス感染対策のため、オンラインで実施します。】

**1 目　　　的**

人権教育・啓発や人権相談に携わる方に必要な知識やスキル等を経験に応じて習得できる講座を、年間を通じて開催します。これにより、人権尊重の社会づくりを推進するために必要な人材を幅広く養成します。

**2 概　　　要**

(1)対象者は、大阪府内に在住・在勤の方で、大阪府、市町村、NPO団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方で、オンライン（Zoom)での受講が可能な方です。

(2)受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別に実施します。

(3)人権啓発や人権相談の現場で活躍する方を想定し、前期・後期あわせ8つの人材養成コースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目を設定しています。

(4)人材養成コースも含めて1科目から受講する「科目選択受講」が可能です。

コースの構成

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 科目数 | 定員 | 修了認定 |
| **前****期** | **人材養成****コース** | **①人権担当者入門コース** | **7** | **40** | **-** |
| **②人権ファシリテーター養成コース** | **12** | **25** | **あり** |
| **③人権啓発企画担当者養成コース** | **11** | **25** | **あり** |
| **④人権相談員養成コース** | **12** | **40** | **あり(※１)** |
| **科目選択** | **人権問題科目** | **28** | **60** | **(※１)** |
| 後期 | 人材養成コース | ⑤人権ファシリテータースキルアップコース | 6 | 20 | - |
| ⑥人権コーディネータースキルアップコース | 4 | 20 | - |
| ⑦人権相談員スキルアップコース | 12 | 30 | あり(※２） |
| ⑧人権相談員専門コース | 12 | 30 | - |
| 科目選択 | 人権問題科目 | 16 | 45 | 　　(※２) |

**（※1）人権相談員養成コースの修了認定を受ける場合は、人権問題科目（前期・28科目全て）の履修が必要です。**

（※2）人権相談員スキルアップコースの修了認定を受ける場合は、人権問題科目（後期・16科目全て）の履修が必要です。詳細は後期案内でお知らせします。

**3 内　　　容**

(1)人材養成コース

各コースの詳細については、別ページのコース案内をご覧ください。

※コース内の科目の一部を選択して受講することも可能です。

①人権担当者入門コース

新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方を対象に、人権問題の基礎理解、人権行政の基礎等の基本的知識を学んでいただくコースです。

②人権ファシリテーター養成コース

ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方を対象に、職場、学校、地域等で人権学習・人権研修を参加体験型で実施できるよう、視点、行動、スキルの基礎を学んでいただくコースです。

③人権啓発企画担当者養成コース

　　　　人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方を対象に、人権問題解決のための事業を企画・立案・実施ができるよう、企画づくりの基礎を学んでいただくコースです。

　　　④人権相談員養成コース

　　　　相談業務経験が概ね1年以下の相談員を対象に、大阪府における人権相談の現状を学ぶとともに相談援助技術の基礎を学んでいただくコースです。**※人権相談員養成コースの修了認定を受ける場合は人権問**

　　　　**題科目（前期・28科目全て）の履修が必要です。**

(2)人権問題科目

様々な人権問題を幅広く学ぶことができる科目です。自由に選択して受講が可能です。

**4 実施期間**令和2（2020）年8月25日（火）～11月18日（水）

**5 主　 催**大阪府（実施：一般財団法人大阪府人権協会）

**6 受　　講**　オンライン（Zoomを使用）での実施です。

　　　　　　　※パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末でオンライン（Zoom）での学習環境が必要です。各自で学習できる場所、機材等を確保してください。

**※P6･7のカリキュラムにて「形式」が演習とFWの科目及び講義のうち「傾聴・コミュニケーション」、「対人援助の基本姿勢」はカメラ・マイク機能が必要です。これ以外の講義はカメラ・マイク機能がなくても受講は可能です。但し、発言や質問はできません。**

**※Zoomのアプリがなくても、インターネットで動画を閲覧できる環境があれば基本的に受講は可能です。**

**なお、正常に動作するか、必ず事前に接続テストを実施してください。（P8参照）**

**7 受 講 料**無料

※但し、インターネット等の通信料、各科目で使用する資料印刷（Eメールで送付するPDF等）等受講にかかる費用は受講者の負担になります。

**※インターネット接続は、固定回線（光回線・ケーブルテレビ等）や通信容量無制限の Wi-fi環境（モバイル Wi-fi や固定回線＋Wi-fi ルータ）をお勧めします。**

**8 受講申込方法**

(1)受講申込書は当協会ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.jinken-osaka.jp/2020/07/2019_1_7.html>

(2)必要事項を記入の上、Eメールでお申込みください。

info@jinken-osaka.jp

**9　申込期限　令和2（2020）年7月31日（金）12:00必着**

**10　受講者の決定**

受講希望者が定員を超えた場合

①人材養成コースは、コース内の科目の一部を選択して受講される方よりもコース全科目の受講者を優先します。また、コース全科目の受講者においても、府及び市町村において人権教育・啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。

②人権問題科目は、人権相談員養成コースの受講決定者で修了認定を希望される方を優先します。

③上記①②によってもなお定員を上回る場合は抽選にて決定します。

**11 受講通知**

(1)受講の可否については、**8月5日（水）以降**に当協会からEメールで通知いたします。

(2)受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は速やかに当協会に連絡してください。

**12 履　　修**

出席と受講レポート提出で「履修」となります。モニターや資料を見ながら受講してださい。

(1)受講にかかわる、Zoomミーティング情報（URL・ID・パスワード）は各実施日の１週間前に受講決定者に

Eメールで送信します。

(2)上記メールには、各科目の資料を添付していますので各自で事前に印刷してください。

(3)出席は接続状況により確認します。なお、15分以上の遅刻、退出は欠席扱いとします。

(4)欠席の場合は事前にEメール等で必ず連絡をしてください。

(5)受講レポートの提出期限は厳守してください。期限後の提出は受領できない場合があります。

(6)詳細については受講が決定した方に別途お知らせします。

**13 修了認定・修了証書の交付**

(1)前期において修了認定を行うコースは、人権ファシリテーター養成、人権啓発企画担当者養成、人権相談員養成の３コースです。

**※今年度中に修了要件を満たさない場合は未修了になります。（次年度以降への持ち越しはできません）**

 (2)修了認定に必要な科目は次のとおりです。

・人権ファシリテーター養成コース：12科目

・人権啓発企画担当者養成コース　：11科目

・人権相談員養成コース：40科目【**人権相談員養成コース12科目と人権問題科目（前期･28科目全て）】**

(3)次の①②の要件を満たし、かつ、「講座企画委員会」において修了認定を受けたコース受講者には、大阪府知事名の修了証書を交付します。修了証書の再交付はできません。

①コース指定の全科目を履修すること。

②コース指定の全科目を履修した後に、示された課題について作成する「修了レポート」(800字以上)を期日までに提出すること。

※講義科目については、やむを得ず欠席した場合は、「特別レポート」（500字以上）を提出することで履修に代えることができます。

・人権ファシリテーター養成コース：「（総論）人権について」

・人権啓発企画担当者養成コース　：「（総論）人権について」

・人権相談員養成コース：人権相談員養成コース（12科目）と人権問題科目（前期･28科目)計40科目

　 のうち5科目まで（昨年度からの受講者は4科目まで）

※演習科目については、理由に関わらず、欠席した場合は履修したことにはなりません。

**14 科目履修証明書の交付**

上記13の修了証書の交付対象者以外の方（例：修了認定を行わないコースの受講者や科目選択受講者、修了認定を行うコースの未修了者や修了認定を受けない受講者）で、科目履修証明書の交付を希望される方は期日（前期講座の最終日）までに指定用紙により申請してください。履修の確認ができた科目について、科目履修証明書を交付します。

※請求期限を過ぎてからの交付申請受け付け、科目履修証明書の再交付はできません。

※受講レポートが未提出の科目（出席のみの科目）に対して、科目履修証明書の交付はできません。

※科目履修証明書は、当協会代表理事名での交付になります。

**15 禁止事項**

・Zoomミーティング情報、資料は受講者のみ利用できます。複製や拡散等の2次使用は厳禁とします。

・講義内容の録音・録画・キャプチャー（コンピューターへのデータ取り込みやディスプレー上に表示されている画像データをファイルとして保存すること等）すること、SNSなどへのアップ等の2次使用も厳禁とします。

・上記を発見した場合、事務局は廃棄・削除の要求及び受講の取り消しができることとします。

**16 その他**

・受講申込書に記入いただいた個人情報は、本講座の運営のためにのみ使用することとし、適正に管理します。

・今年度は新型コロナウイルス感染防止策として集合形式での講座は見送り、Zoomを使用したオンライン形式で実施します。申込書を含めレポート提出等も基本的にはEメールでの受け付けになります。ご了承ください。

・大阪府人権擁護士に関する事は大阪府人権局人権擁護課にお問い合わせください。（P8参照）

|  |  |
| --- | --- |
| **◆人権担当者入門コース◆**新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方を対象に、人権問題の基礎理解、人権行政の基礎等の基本的知識を学んでいただくコースです。新任の方だけではなく、人権問題解決のため、何をどのように取り組めばよいのか戸惑っている方にもお勧めです。■実施日時①8月25日（火）9:30～11:00　(総論)人権について②8月28日（金）13:00～15:00　人権問題の基礎理解15:15～16:45　人権行政の基礎③9月11日（金）9:30～12:45　写真と解説でまちを歩く　　　　　　　　（バーチャル）　■対象：新たに人権担当になった方　　　　新たに相談員になろうとする方■定員：40人■内容：全7科目・人権について（国際的な観点から人権保障を考える）・人権問題の基礎理解、人権行政の基礎・フィールドワーク（バーチャル）■講師：別ページのカリキュラムをご確認ください【フィールドワーク概要】大阪市西成区にある日本で最大の単身日雇い労働者のまちをご案内します。かつては労働者用の簡易宿泊所が多く立ち並んでいました。近年は旅行者向け格安ホテルも数多く存在し、大型リゾートホテルの建設が始まりました。まち形成の歴史、急速に変化する状況から生み出される課題、地域で暮らす人たちの強さと力を引きだす支援やまちづくりなどを写真や講師の解説で学びます。 | **◆人権ファシリテーター養成コース◆**ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方を対象に、参加体験型プログラムにより、人権学習や人権研修のノウハウを学んでいただくコースです。経験が無い方だけでなく、経験者も日頃の取組みを振り返る機会になります。講師からだけでなく、受講者相互の学びあいで、より多くの気づきが生まれます。■実施日時①8月25日（火）9:30～11:00　(総論)人権について②9月17日（木）10:00～16:15　人権ファシリテーターとは　　　　　　　　　ワークショップ体験③10月8日（木）9:30～16:45　実習に向けて・実習　　　　　　　 　ふりかえり■対象：ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方（経験は問いません）■定員：25人■内容：全12科目・人権について（国際的な観点から人権保障を考える）・人権ファシリテーターとしての視点・行動・スキル等基礎的な学習・参加・体験型のプログラム体験・ファシリテーター実習とふりかえり■講師：別ページのカリキュラムをご確認ください 「人権の視点」を大切にしたファシリテーターを目指します。スモールステップでできることから始めてみましょう！※コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、演習科目については半日以上受講してください。※10/8の「実習①②③」の受講には、「実習に向けて①②」の受講が必須となります。 |
| **◆人権問題科目◆**人権問題をいろいろ学びたい方が、深めたい課題や学んでみたい内容を自由に選択することが可能です。職場、地域等において多様化する今日の人権問題を学び、人権が尊重される社会をめざしましょう。人権相談員養成コースの修了認定を受ける場合は人権問題科目（前期・28科目全て）の履修（申込要）が必要です。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P5下段につづく→  |
| **◆人権啓発企画担当者養成コース◆**「魅力ある人権啓発事業を考えたい」「どうすれば、人権への理解がひろがるの？」など、人権啓発事業の計画・実施に悩んでいる方にお勧めのコースです。人権啓発の基礎と、企画立案の考え方やアイデア出し、広報等をワークショップで共に学びます。講師からだけでなく、受講者相互の学びあいでさらに良い企画にしていきます。レベルアップした企画づくりができるチャンスです。■実施日時①8月25日（火）9:30～11:00　(総論)人権について②9月24日（木）10:00～16:15　事業企画の基礎　　　　　　　　　 企画書にチャレンジ③10月15日（木）10:00～16:15　広報の基礎・発表　　　　　　　　 ふりかえり■対象：人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方■定員：25人■内容：全11科目・人権について（国際的な観点から人権保障を考える）・人権力を高める企画づくり・啓発ツールにもなる広報づくり・企画書作成と講評■講師：別ページのカリキュラムをご確認ください受講者同士であれこれ意見を出し合いながら、ひとりでは考えられなかったイメージ・アイディアなどを持ち帰り、事業企画をレベルアップし、充実した事業にしていきましょう。※コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、演習科目については半日以上受講してください。 | **◆人権相談員養成コース◆**相談業務経験が概ね1年以下の相談員を対象に、人権相談の状況や法律や制度、相談援助技術の基礎を学んでいただくコースです。人権相談員養成コースの修了認定を受ける場合は人権問題科目（前期・28科目全て）の履修（申込要）が必要です。■実施日時①8月25日（火）9:30～11:00　(総論)人権について　11:15～16:45 人権相談の現状と相談の基本　　　　　　　　　個人情報の保護と共有生活保護制度②9月4日（金）9:30～16:45　介護保険制度年金制度傾聴・コミュニケーション③9月15日（火）9:30～16:45　障がい者総合支援制度 雇用・労働　　　　　　　　 対人援助の基本姿勢■対象：相談業務経験が概ね１年以下の相談員■定員：40人■内容：全12科目・人権について（国際的な観点から人権保障を考える）・相談援助技術の基礎・各種法律・制度■講師：別ページのカリキュラムをご確認ください人権相談、就労相談、女性相談…相談を受ける対象者は違っても相談の基本は同じです。より良い相談ができるように、基本を学びます。※コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、「対人援助の基本姿勢①②」と「傾聴・コミュニケーション①②」は各日とも①②を合わせて受講してください。 |
| ■実施日時：9月30日（水）、10月6日（火）、10月23日（金）、10月27日（火）11月5日（木）、11月13日（金）、11月18日（水）（1限）9:30～11:00、（2限）11:15～12:45、（3限）13:30～15:00、（4限）15:15～16:45■対　　象：どなたでも（人権相談員養成コースの修了認定を受ける方は必須科目です）■定　　員：６0人■内　　容：28科目 ※録画映像で実施する場合があります。　女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人の人権、同和問題、インターネットにおける人権課題など、さまざまな人権問題が学べます。（カリキュラム、講師は別ページにてご確認ください） |

令和2（2020）年度　大阪府人権総合講座（前期）　**【人材養成コース】**カリキュラム

●複数のコース、コースと人権問題科目、コース内の科目の一部を選択して受講するなど自由に選択が可能です。



※人権相談員養成コースの修了認定を受ける場合は人権相談員養成コースと併せて人権問題科目（前期）の履修（申込）も必要です。　（P7参照）

令和2（2020）年度　大阪府人権総合講座（前期）　**【人権問題科目】**カリキュラム

※録画映像で実施する場合があります。

●1科目から選択が可能です

※人権相談員養成コースの修了認定を受ける場合は、人権相談員養成コースと併せて人権問題科目（前期）の全科目の履修が必要です。



**受講の流れ**



受講申込書は当協会ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.jinken-osaka.jp/2020/07/2019_1_7.html>

オンライン（Zoom）について

・受講者各自が最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用して受講してください。

・当協会は受講によるコンピュータウイルス感染や第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負いませんのでご了承ください。

・事前に必ずZoomミーティングシステムの接続テストを実施してから、お申し込みください。<http://zoom.us/test>

・Zoom利用にあたっての操作方法等の問い合わせ対応やサポートはできませんのでご了承ください。

ZoomおよびZoom（ロゴ）は、Zoom Video Communications, Inc.が提供するシステムです。

≪大阪府人権擁護士資格取得についてのお知らせ≫

大阪府人権擁護士の資格取得には、前期において**「人権相談員養成コース」の修了**（人権相談員養成コースと人権問題科目（前期）の全科目の履修）が必要です。（後期開講の｢人権相談員スキルアップコース｣と「人権相談員専門コース」の修了及び履修も必要）

詳しくは、大阪府人権局人権擁護課のＨＰをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yougosi/index.html>

※大阪府人権擁護士に関するお問い合わせ先：大阪府人権局人権擁護課

TEL06-6210-9283　　FAX06-6210-9286

Eメール　　jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

問い合わせ・受講申込み先

一般財団法人大阪府人権協会

担当：成田（なりた）

〒552-0001

大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613

FAX：06-6581-8614

E-MAIL：info@jinken-osaka.jp